

令和6年度道計委第11号

サイクルツアーを活用したトライアルパーク蒲原魅力発信業務

1 目的

この実施要領は、「令和6年度道計委第11号 サイクルツアーを活用したトライアルパーク蒲原魅力発信業務」の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度道計委第11号

サイクルツアーを活用したトライアルパーク蒲原魅力発信業務

(2) 発注者

静岡市長 難波喬司

(3) 本実施要領の公表日

令和6年6月3日(月)

(4) 事務局(連絡先)

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡市役所静岡庁舎新館6階)

静岡市 建設局 道路部 道路計画課 企画係 担当: 杉山

電話: 054-221-1239

メール: dourokeikaku@city.shizuoka.lg.jp

(5) 業務の概要

別紙「仕様書(案)」のとおり

(6) 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(7) 委託料上限

3,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)を上限額とする。

(8) 支払方法

業務完了後の一括払い

(9) 関連資料の閲覧

次の計画について、ホームページで確認することができる。

- ① 静岡市自転車活用推進計画(静岡市ホームページ)

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006677_00002.html

- ② しずみち自転車旅(静岡市サイクリング情報サイト)

<https://shizumichi-cycling.jp>

- ③ 静岡市の自転車コース(しずおかサイクルシティホームページ)

<https://www.shizuoka-cyclecity.jp/course/>

- ④ 静岡県の自転車コース(ハローナビしずおかホームページ)

<https://hellonavi.jp/cycling/index.html>

- ⑤ 太平洋岸自転車道ルートマップ（太平洋岸自転車道ホームページ）

<https://www.kkr.mlit.go.jp/road/pcr/map/index.html>

3 プロポーザル参加資格

プロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人であること。なお、本業務の実施においてはJVやグループ提案は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 直近の一年間において、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) この事業の公募開始日から委託候補者決定の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）に基づく入札参加停止の期間中の者でないこと。
- (6) サイクルツアー（サイクルツーリズムも含む）の企画運営事業者としての実績を有すること。

4 選定スケジュール

選定スケジュールは、以下のとおりとする。

実施要領（本書）公表	令和6年6月3日（月）
質問書受付期間	令和6年6月4日（火）～6月12日（水）（午後5時15分必着）
質問書回答	令和6年6月17日（月）（静岡市HP）
参加申請書等受付期間	令和6年6月4日（火）～6月18日（火）（午後5時15分必着）
参加資格確認通知	令和6年6月20日（木）（メールによる通知）
企画書等受付期間	令和6年6月20日（木）～6月28日（金）（午後5時15分必着）
企画書等審査（予定）	令和6年7月4日（木）
選定結果通知（予定）	令和6年7月12日（金）
契約（予定）	令和6年7月19日（金）

5 提出書類等

(1) 質問書

本実施要領公表の日から契約予定者の選定の日まで、いかなる者からの公募及び選定に関する直接の問合せは受付けない。本実施要領及び仕様書（案）の内容についての質問は、「質問書

(様式1)」により事務局あて電子メールで送付すること。電子メールを送付したときは、その旨を電話連絡し受信を確認すること。なお、電話やファックスによる質問の受付は行わない。また、本業務に関する説明会は行わない。

① 受付期間

令和6年6月4日(火)から令和6年6月12日(水)午後5時15分(必着)まで

② 質問への回答

令和6年6月17日(月)午後5時15分までに、市(道路計画課)ホームページに掲載
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/p005559.html>

※ 個別には回答しない

(2) プロポーザル参加申請書

参加資格を有し、参加意向のある者は、プロポーザル参加申請書等を事務局あて郵送(書留郵便に限る。)又は持参によって提出すること。

① 受付期間

令和6年6月4日(火)から令和6年6月18日(火)午後5時15分(必着)まで

※ 持参の場合は、土日及び祝日を除く

② 提出書類

ア プロポーザル参加申請書(様式2)1部

イ 会社概要書(様式3)1部

ウ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式4)1部、別紙役員等氏名一覧 1部

エ 会社登記簿謄本(直近3カ月以内のもの)1部(コピー可)

(3) 企画書等

参加資格確認通知(メールによる通知)により参加が認められた者は、企画書、提案書、見積書(以下、「企画書等」という。)を、【別表1】に掲げる提出書類、留意事項及び部数のとおり事務局あて郵送(書留郵便に限る。)又は持参によって提出すること。

① 受付期間

令和6年6月20日(木)から令和6年6月28日(金)午後5時15分(必着)まで

※ 持参の場合は、土日及び祝日を除く

② 提出書類

【別表1】のとおり

6 参加の無効

参加者又は企画書等が次のいずれかに該当する場合は、参加を無効とする。

① 参加資格を満たさなくなった場合

② 虚偽の内容が記載されている場合

③ 選考の公平性を害する行為をした場合

④ 上限額を超過する見積書を提出した場合

7 選定

(1) 応募資格審査

期日までに提出されたプロポーザル参加申請書について、「3 プロポーザル参加資格」に基づき応募資格審査を行う。応募資格審査は事務局が行う。参加資格を満たしていない場合は、企画書等を提出することができない。応募資格審査結果は、事務局から応募者にメールで通知する。

(2) 応募者の取扱い

応募者の名称は、公表しない。ただし、契約予定者を選定した際は、その名称及び選定理由の概要等について公表する。

(3) 審査方法

期日までに提出された企画書等について、プロポーザル審査会で、【別表2】に定める審査の視点に基づき、各提案項目に対し評価を行う。同表の評価得点の付与の方法により、計算された得点(100点満点)を応募者の得点とする。なお、本プロポーザルにおいては、ヒアリングやプレゼンテーションは行わず、応募者から提出された書類をもって審査する。

(4) 選定方法

最高得点を得た者を本業務の契約予定者とする。ただし、最高得点を得た者が複数いた場合は、見積金額の最も低い者を選定する。さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きで選定する。

なお、最高得点を得た者と協議が整わない場合など契約に至らない場合は、次点者と協議する。

(5) 応募が一者であった場合の取扱い

応募が一者であった場合でも、書類審査を行い、提案内容が本業務の実施において妥当であることを審査したうえで、その者を契約予定者として選定する。

(6) 選定結果通知

選定結果は、令和6年7月12日(金)に通知する予定である。契約予定者として選定された者には「選定通知書」を、契約予定者として選定されなかった者には「非選定通知書」を送付する。

選定結果通知書及び非選定結果通知書には、応募者自身の得点及び他の応募者の得点を、法人名を伏せて通知する。なお、選定結果等の問合せには応じられない。

8 提出書類の取扱い

(1) 提出後の書類の変更

提出後の書類の変更は認めない。

(2) 著作権等

提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、契約予定者に選定された応募者の提案書類については、市が必要と認める場合には、提案書類の全部又は一部を参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。選定に至らなかった応募者又は応募グループの提案については、選定結果の公表に必要なもの以外は無断で使用しない。なお、提出書類は返却しない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負う。

(4) 公文書公開請求があった場合

公文書公開請求があった場合、応募した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、応募者から提出された書類は、原則としてすべて非公開とする。なお、事務局が作成した書類については、静岡市情報公開条例に基づき、別途判断する。

9 契約手続等

選定結果の通知後、速やかに契約予定者と契約を締結する手続を行う。

なお、契約締結時に暴力団排除に関する誓約書兼同意書、履歴事項全部証明書及び役員等氏名一覧の提出を求められたときは、直ちに提出することについて誓約するとともに、これらの書類を警察署に提供されることについて同意すること。ただし、当該予定者が同様の書類を市長に提出している場合はこの限りではない。

10 その他

- (1) プロポーザル参加申請書の提出後に応募を辞退する場合は、事務局に連絡すること。また、参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。なお、参加申請書を提出した者が、受付期間内に企画書等を提出しない場合は、応募を辞退したものとみなす。
- (2) 応募に係る費用については、すべて応募者の負担とする。
- (3) 応募に使用する言語、通貨単位等は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、企画提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 応募者は、すべての審査過程及び結果について異議を申し立てることはできない。

【別表 1】 企画書等の提出

提出書類	留意事項	部数
企画書 (様式 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名を記載し、代表者印を押印の上、提出すること。 	1 部
提案書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の作成にあたっては、仕様書（案）の内容を十分に理解したうえで、【別表 2】の「提案項目」の内容を記載すること。 ・ 提案書は任意様式とするが、作成にあたっては以下のルールを守ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 10 ページを上限とすること。 (2) 用紙サイズは、A4 を原則とする。部分的に A3 サイズとする場合は 2 ページ分としてカウントすること。 (3) 印刷の向きは問わないが、全体で向きを揃えること。 (4) 文字は横書きとし、書体は任意とすること。 (5) 図表の部分を除き、フォントはすべて 10.5 ポイント以上とすること。 (6) 鉛筆や消せるボールペン等、添削が可能なもので記載しないこと。 (7) 表紙及び裏表紙は付けないこと。 (8) ページ下中央にページ番号を記載すること。 (9) 片面印刷、長辺綴じで散逸しないように綴ること。 (10) 提案書以外（別紙等）の提出は認めない。 (11) 指定された提出部数のほか、PDF データを提出すること。データ提出の際は、データをアップロードするための URL を発行するため、事前に事務局に連絡すること。 	12 部
見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書（案）及び提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し、次の事項に留意して作成すること。 <p style="margin-left: 20px;">ア <u>消費税及び地方消費税に伴う見積金額の記入方法</u></p> <p style="margin-left: 40px;">見積書には、見積もった契約希望金額から、消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額（免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするため用いる計算上算出された金額）を記入すること。</p> <p style="margin-left: 40px;">なお、決定金額及び契約金額は、見積書に記入された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>見積書の金額の数字</u></p> <p style="margin-left: 40px;">見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。</p> <p style="margin-left: 40px;">【例】 ¥ 1 2 3, 0 0 0 -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約時に再度、見積書の提出を求める。 	1 部

【別表 2】 提案内容及び審査の視点

審査項目	提案内容	審査の視点	配点
1.類似事業の実績 (企業)	・サイクリスト向けサイクルツアーの企画運営に関する企業の実績について5件を上限に記載 ※PRツアーをなるべく記載 ※静岡県内での実績は優先して記載 ※開催年度、連携先及び開催口数は問わない	・同類事業の実績数	10
		・静岡県内での実績	5
2.類似事業の実績 (業務担当者)	・サイクリスト向けサイクルツアーの企画運営に関する業務担当者の実績があれば3件を上限に記載 ※PRツアーをなるべく記載 ※静岡県内での実績は優先して記載 ※開催年度、連携先及び開催口数は問わない	・同類事業の実績数	10
		・静岡県内での実績	5
3.企画内容 (情報発信)	・トライアルパーク蒲原を利用するサイクリスト数を向上させるためのPR ・サイクリストに向けたツアー告知とトライアルパーク蒲原の魅力発信の手法 ・情報発信媒体と継続的な発信 ・有効な広報手段 ・実施内容の効果検証	・サイクル拠点PRの提案	15
		・サイクリスト向けの情報発信媒体の提案と継続的な情報発信の提案	10
		・本庁及び近隣市町のサイクリストに向けた広報の提案	10
		・実施内容の効果検証方法の提案	5
4.企画内容 (ツアー内容)	・サイクリストが魅力を感じるロングツアーの企画と開催数(トライアルパーク蒲原の活用方法を記載すること) ・ツアーの回数 ・ツアーの確実性 ・ツアー参加者への安全対策及び緊急時の対応方法 ・実施内容の効果検証	・ツアーの魅力	10
		・ツアー回数	10
		・ツアー参加者の安全対策及び緊急時の対応	5
		・実施内容の効果検証方法の提案	5